

(第1-2号様式)

整理番号 ー
令和 年 月 日

台東区長 殿

住所
氏名

誓約書

東京都台東区住宅修繕資金融資あっせん制度要綱に基づき、台東区から融資あっせんを受け、金融機関から借り入れる融資金について、下記のことを誓約いたします。

記

- 1 次の各号の一に該当した場合、台東区から融資あっせんを受ける権利を失い、また、利子補給を受ける権利も融資金借入時に遡って失うこと。
 - (1) 偽りその他不正な手段により融資あっせんの決定を受けたとき。
 - (2) 融資金の償還完了前に、融資により修繕した住宅を他人への譲渡、住宅以外の用途に変更又は自己居住以外の用途に供したとき。(ただし相続による所有権移転の場合を除く)
 - (3) 工事期間中であると、居住開始後であると問わず、建築基準法その他の関係法令に違反したとき。
 - (4) 正当な理由がなく、区の定める期間内に工事を完了しないとき。
 - (5) 正当な理由がなく、工事完了確認終了後1カ月以内に金融機関に対し借入手続きを行わないとき。
 - (6) 割賦金の償還および利子の支払いを怠ったとき。
- 2 前項の規定により、利子補給を受ける権利を失った場合、金融機関との契約に基づき、融資した当該資金、または当該資金の償還の残額の一括償還の請求になんらの意義なく応じることが勿論、台東区が、金融機関に支払った利子補給金合計相当額を台東区に返納すること。
- 3 住宅を修繕する場合にあっては、工事着手前に近隣住民へ説明を行うこと。
- 4 同一か所の工事において、融資あっせん制度と区で実施している他の助成制度を重複して受けないこと。